No.１６

令和５年（９月）

第４回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第６３号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表	学校教育課	1
第６４号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	2
第６５号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表	予防課	3
第６９号	認定路線調書・位置図	管理課	7

議案第６３号の参考資料

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立学校設置条例（平成１７年条例第８８号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）
第２条　前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
⑴　小学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立小島小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td><u>熊谷市立妻沼西小学校</u></td><td><u>熊谷市弥藤吾７０４番地</u></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
⑵・⑶　（略）
</td><td>
（名称及び位置）
第２条　前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
⑴　小学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td><u>熊谷市立男沼小学校</u></td><td><u>熊谷市妻沼台１３７番地１</u></td></tr>
<tr><td>熊谷市立小島小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td><u>熊谷市立太田小学校</u></td><td><u>熊谷市八木田５番地</u></td></tr>
<tr><td><u>熊谷市立妻沼南小学校</u></td><td><u>熊谷市弥藤吾７０４番地</u></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
⑵・⑶　（略）
</td></tr>
</table>

議案第６４号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼児童クラブ</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼西児童クラブ</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼児童クラブ</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>熊谷市立太田児童クラブ</td><td>熊谷市八木田５番地</td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼南児童クラブ</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第６５号の参考資料

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市火災予防条例（平成１８年条例第１８４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（変電設備） 第１１条　屋内に設ける変電設備（全出力２０キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑶の２　建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 ⑶の３～⑽　（略） ２・３　（略） （急速充電設備） 第１１条の２　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力２０キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 ⑸～⑲　（略） ２　（略） （蓄電池設備） 第１３条　蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造にしなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。 ２　（略） ３　第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

現　　行
（変電設備） 第１１条　屋内に設ける変電設備（全出力２０キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑶の２　キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 ⑶の３～⑽　（略） ２・３　（略） （急速充電設備） 第１１条の２　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力２０キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 ⑸～⑲　（略） ２　（略） （蓄電池設備） 第１３条　屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が４,８００アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。 ２　（略） ３　屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

４　前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第１０条第４号、第１１条第１項第３号の２、第５号、第６号及び第９号並びに第１１条の２第１項第４号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第４４条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

⑴～⑿　（略）

⒀　蓄電池設備（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）

⒁・⒂　（略）

別表第３（第３条、第１８条関係）

種類					離隔距離（ｃｍ）				
				入力	上方	側方	前方	後方	備考
厨房設備	気体燃料	不燃以外	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
		不燃	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	―	１００	５０	５０	５０
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	―	８０	３０	―	３０
	上記に分類されないもの			（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

４　前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第１０条第４号、第１１条第１項第３号の２、第５号、第６号及び第９号並びに第２項並びに本条第１項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第４４条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

⑴～⑿　（略）

⒀　蓄電池設備

⒁・⒂　（略）

別表第３（第３条、第１８条関係）

種類					入力	離隔距離（ｃｍ）				
						上方	側方	前方	後方	備考
厨房設備	気体燃料	不燃以外	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
		不燃	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	上記に分類されないもの			（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
				（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

備考　（略）

議案第 ６９ 号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　50882　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道　60618　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道　妻沼3606　号線	未認定の道路を市道として管理したいため
4	市道　江南6241　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道　江南6242　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

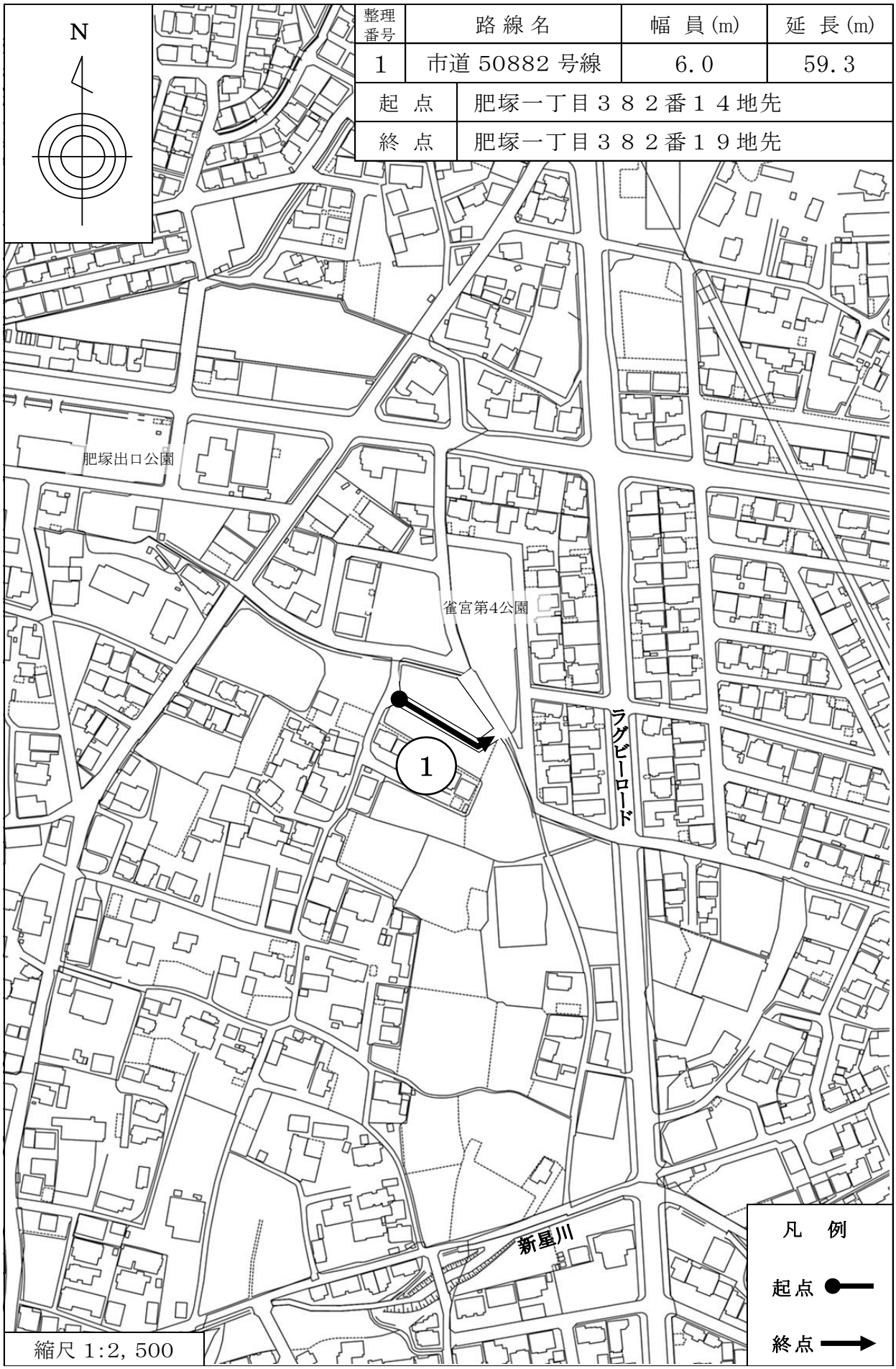

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 50882 号線	6.0	59.3
起点	肥塚一丁目３８２番１４地先		
終点	肥塚一丁目３８２番１９地先		

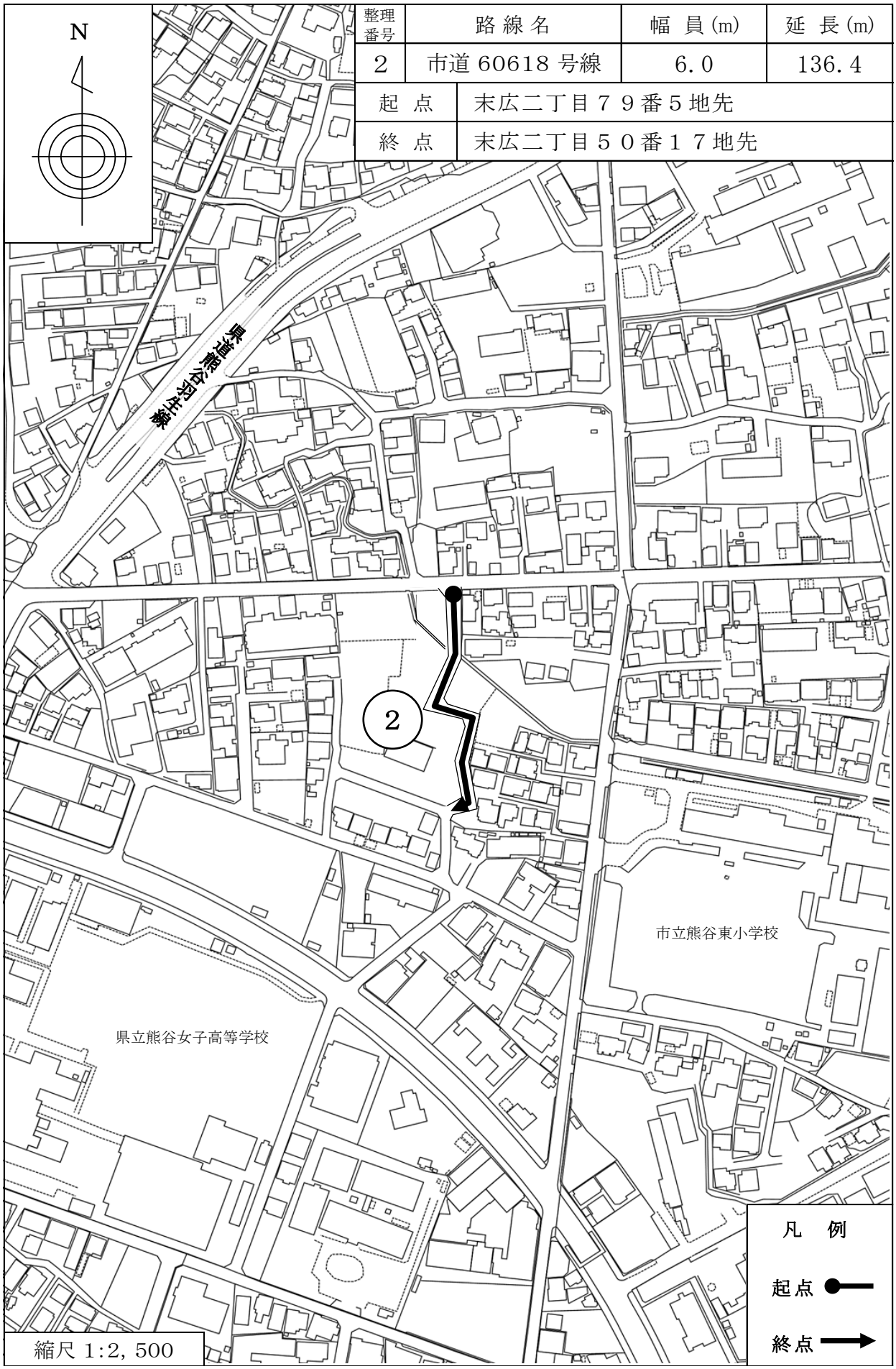

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 60618 号線	6.0	136.4
起点	末広二丁目７９番５地先		
終点	末広二丁目５０番１７地先		


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
3
市道 妻沼3606 号線
4.0
26.5
起点
八木田字上１４３番３地先
終点
八木田字上１４２番１地先
市立太田小学校
3
福川
凡例
起点
終点
縮尺 1:5,000

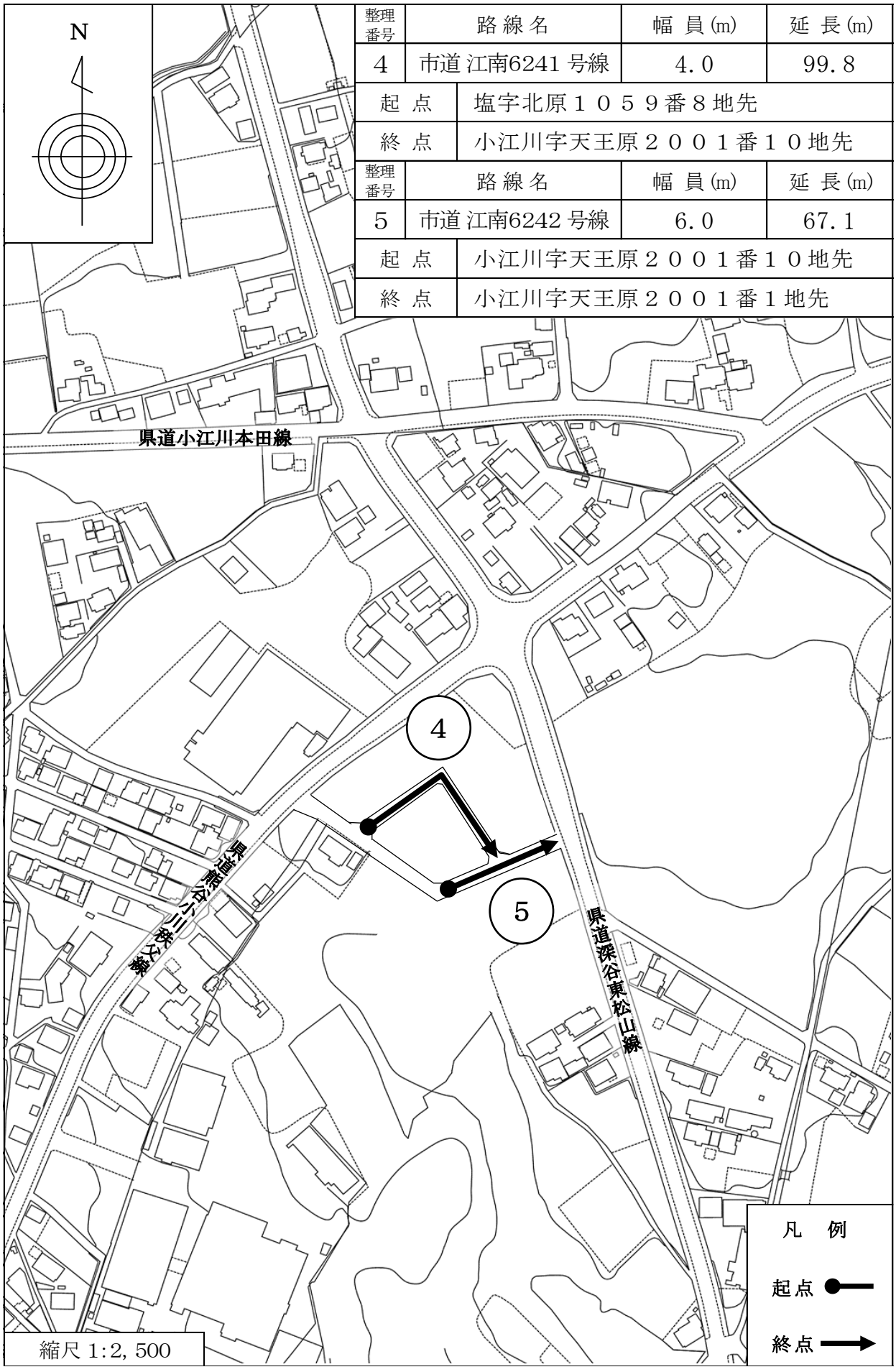

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4	市道 江南6241 号線	4.0	99.8
起点	塩字北原１０５９番８地先		
終点	小江川字天王原２００１番１０地先		

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5	市道 江南6242 号線	6.0	67.1
起点	小江川字天王原２００１番１０地先		
終点	小江川字天王原２００１番１地先		